



平成 19 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社電業社機械製作所
代 表 者 名 代表取締役 渡邊 昌信
コ ー ド 番 号 6365 東証第二部
問 合 せ 先 執行役員管理本部副本部長
山本 昇
T E L (055) 975 - 8221

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行なうことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者割当による自己株式処分の目的

当社と株式会社鶴見製作所（東証、大証一部上場、コード 6351）は、協力関係強化を図るため、相互に株式保有を行なうことを合意し、当社の自己株式を株式会社鶴見製作所に譲渡するものです。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額

299,789,600 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

自己株式の処分による取得資金は、株式会社鶴見製作所株式の取得に充当することを予定しております。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 20 年 1 月

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

今回の自己株式の処分は、従来より OEM 契約先でありました割当先の株式会社鶴見製作所との災害被災時等における相互支援協定の締結（平成 19 年 10 月 31 日付）を機に、相互に株式を保有することで一層の関係強化を図るものであるため、合理性があると考えております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売 上 高	17,675	18,476	17,222
営 業 利 益	28	122	919
経 常 利 益	21	314	1,066
当 期 純 利 益	270	304	386
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	151.90	170.28	248.92
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	100.00	82.50	100.00
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	8,126.92	8,633.33	8,790.91

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

(平成 19 年 11 月 30 日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	4,776,900 株	100%
現時点における転換価額(行使 価額)における潜在株式数	株	%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	株	%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	株	%

(3) 今回の自己株式処分の状況

・ 第三者割当による自己株式の処分

処 分 日	平成 20 年 1 月 11 日
調 達 資 金 の 額	299,789,600 円
処分時点における発行済株式数	4,776,900 株
処分時における潜在株式数	株

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

(5) 最近の株価の状況

平成 17 年 3 月期末 (平成 17 年 3 月 31 日終値)	5,000 円 (*1,666 円)
平成 18 年 3 月期末 (平成 18 年 3 月 31 日終値)	5,100 円 (*1,700 円)
平成 19 年 3 月期末 (平成 19 年 3 月 30 日終値)	5,400 円 (*1,800 円)
直近 3 ヶ月間の終値平均 (平 19 年 9 月 25 日 ~ 平 19 年 12 月 24 日)	2,299 円

(注) 1 当社は、平成 19 年 11 月 1 日を効力発生日(基準日:平成 19 年 10 月 31 日)として、株式の分割(分割比率 1:3)を実施しております。

2 平成 17 年~平成 19 年の各 3 月期末における「カッコ書き(*)」株価ならびに「直近 3 ヶ月間の終値平均」株価は、分割調整後の株価です。

4. 処分後の大株主及び持分比率

処分前(平成 19 年 10 月 31 日現在)		処分後	
株式会社守谷商会	10.61%	株式会社 GM INVESTMENTS	10.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	4.55%	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	4.55%
株式会社三菱東京 U F J 銀行	4.37%	株式会社三菱東京 U F J 銀行	4.37%
三井住友海上火災保険株式会社	4.23%	三井住友海上火災保険株式会社	4.23%
明治安田生命保険相互会社	3.68%	明治安田生命保険相互会社	3.68%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	3.24%	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	3.24%
株式会社明電舎	2.66%	株式会社鶴見製作所	2.72%
財団法人生産技術研究奨励会	2.51%	株式会社明電舎	2.66%
住友生命保険相互会社	2.46%	財団法人生産技術研究奨励会	2.51%
電業社取引先持株会	2.32%	住友生命保険相互会社	2.46%

(注) 1 当社所有の自己株式は上記表中には含まれておりません。

2 平成 19 年 11 月 30 日付リリース「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 19 年 12 月 1 日を効力発生日とする吸収分割により、従前株式会社守谷商会が保有していた当社株式を守谷商会グループの持株会社である株式会社 GM INVESTMENTS が承継したため、筆頭株主に異動が生じております。

5. 業績への影響の見通し

今回の自己株式の処分による当社の連結及び個別の業績への影響は軽微であります。

6. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠

本件処分に係る取締役会決議の直近 3 ヶ月間(平成 19 年 9 月 25 日から平成 19 年 12 月 24 日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値(円未満切捨て)といたしました。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式処分数の発行済株式数に占める割合は 2.72%と低いことから、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しています。

7. 処分先の選定理由

(1) 処分先の概要（平成 19 年 3 月 31 日現在）

商号	株式会社鶴見製作所		
事業内容	水中ポンプを主力とした各種ポンプとその関連機器の製造、仕入及び販売（輸出入を含む）並びに賃貸、それに付帯する各種事業		
設立年月日	昭和 23 年 2 月 12 日		
本店所在地	大阪府大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 16 番 40 号		
代表者の役職・氏名	取締役社長 辻本 治		
資本金	51 億 8,850 万円		
発行済株式数	27,829,486 株		
純資産	34,793 百万円（連結）		
総資産	50,748 百万円（連結）		
決算期	3 月 31 日		
従業員数	849 名（連結）		
主要取引先	TSURUI (AMERICA), INC、三菱重工業(株)、ユアサ商事(株)		
大株主及び持分比率	有限会社ツルミ興産	7.19%	
	株式会社三井住友銀行	4.79%	
	シージーエムエル - ロンドンエクイティ	4.49%	
	ツルミ共栄会	3.61%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.15%	
主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行		
上場会社と割当先の関係等	資本関係	該当事項はありません	
	取引関係	OEM 製品の調達先です	
	人的関係	該当事項はありません	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）			
決算期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売上高	28,105	33,183	34,140
営業利益	2,525	3,062	2,981
経常利益	3,096	4,503	3,693
当期純利益	1,804	2,361	2,140
1 株当たり当期純利益（円）	65.87	86.36	79.74
1 株当たり配当金（円）	20.00	20.00	20.00
1 株当たり純資産（円）	1,155.62	1,233.10	1,296.65

(2) 処分先を選定した理由

株式会社鶴見製作所は従来より OEM 製品の契約先であり、また今回の災害被災時等における相互支援協定の締結により今後の当社グループの事業展開に鑑み、関係強化を図るため自己株式の処分先として選定しました。

(3) 処分先の保有方針

株式会社鶴見製作所からは、処分する株式の保有方針について、業務提携の主旨に鑑み、中・長期に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は上記処分先との間において株式を処分した日から 2 年の間に当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、当該譲渡に関して当社へ報告する旨の確約をすることを処分先との間で予定しております。

以上

(別添) 処分要領

(1) 処分株式数	130,400 株
(2) 処分価額	2,299 円
(3) 処分価額の総額	299,789,600 円
(4) 処分方法	株式会社鶴見製作所に譲渡
(5) 払込期日	平成 20 年 1 月 11 日
(6) 処分後の自己株式数	26,221 株

(ただし、平成 19 年 12 月 1 日以降の単元未満株式の買取請求に基づき増減した自己株式は含んでおりません。)